



②7 国土空間長期計画

持続可能な発展？

中国が立ち上げようとしている「国土空間長期計画（規画）体系」が気になる。これは生態保護レッドライン、永久基本農地、都市開発境界の3本の統制ラインを明確にしなが、習近平指導部のトップデザインで国土空間の持続的な開発を目指すものらしい。

中国は1980年代、日本から国土開発計画の概念を導入した。しかし現代の長期計画は、日本の過去の計画を何段階も格上げしたような壮大な内容になる見込み。これによって、過去に何本も走らせていた発展長期計画の間の矛盾が解決され、生態文明と「美麗中国」の建設が進み、人民中心の質の高い発展が可能になるらしい。しかも、全国の国土空間を“一枚の図”にまとめ上げるような、一体的な長期計画になるという。

習近平政権は環境改善や自然保護を進め、人と自然の調和を図ってきた。都市では緑化が進み、空も一時期より青くなった。長期計画では国土空間をめぐる情報プラットフォームが整備され、全国の国土空間の動態観測や予報・管制を行うデジタルメカニズムが立ち上がる予定だ。全体主義国家の特性を活かしたパーフェクト国家の設計と建設が、トップダウンで統合的に進められている。

陸海の統合推進

ただし、この長期計画で

「陸海の統合的な計画策定（陸海統籌）」が目指されているのはひっかかる。記憶が正しければ、この言葉は習近平が総書記になったころ、国家海洋局の文書でよく使われ始めた。長期計画

の責任主体、自然資源部によれば、その中では陸と海を一体化した分区を設定して管制を図り、海域・海島・海岸帯の保護と利用を進め、陸海空の一体性を改善し、区域の協調的な発展戦略を実施する。12月に自然資源部を代表して国務院で説明を行ったのは、2018年に国家海洋局が実質的に解体された際、自然資源部に移籍した元局長の王宏副部長だった。海洋進出への考慮がちらつく。

中国は本年2月1日に海警法を施行した。この法律には明確な国際法違反も含まれ（公船の「主権免除」に反する21条）、武器使用規定のゆるさの問題もある（22条など）。ただし、法律としての最大の問題は、中国海警の活動範囲を「中国の管轄海域とその上空」と定めながら、「管轄海域」が国際法上のどの海域（EEZなど）に該当するかを明示しなかったことだ。

中国国内の統計によれば、中国の「管轄海域」は300万平方キロメートルだが、その50%が他国と係争中だ。中国政府は「管轄海域」の地図も

公表していない。にもかかわらず、同法は「海上境界線」の管理擁護を海警の任務に掲げる（12条1項）。外交的に決まっていらないものを力で守るといふのだから、フィリピン外相が「戦争の脅しだ」と批判したのも無理はない。

管轄海域の支配

この海警法には、各級の地方政府が国土空間長期計画を編成する際は、「海上権利擁護法執行工作の要求に合わせて」海警に便宜を図るべきという規定がある（53条）。海警法の施行は長期計画の実施が前提だ。他方、自然資源部が長期計画策定について出した指導文書によれば、中国の領土とともに「管轄海域」、そしてそれらの上空がその対象だ。この長期計画は2035年までの実施を想定する。合わせて考えれば、中国はそれまでに自らの「管轄海域」全体で、毎年着実に実効支配力を増強していく構えなのだ。

昨年、中印国境に加え、香港や台湾、そして尖閣諸島周辺で同時に緊張が高まった。ウイグル人の問題も続いている。これらの背景には、自国が考える「境界」の中で、その統治の構築と強化を図る“共通の力”が存在するとみられる。だが、交渉せず一方的に自分の統治方式を相手に押し付けるやり方では、他者からの敬意は勝ち取れない。軽蔑と憎悪が広がるだけだ。

習近平政権にはぜひ、世界が尊敬できるやり方で国土開発を進めてほしい。さもなければ、2021年には世界的に反中連合の形成が進んでしまうだろう。情勢はかなり切迫している。

（益尾知佐子・九州大学比較社会文化研究院准教授）

陸海空の一体統治目指して